

障害児通所支援事業所 各位

精華町健康福祉環境部社会福祉課

新型コロナウイルスの対応に伴う放課後等デイサービス事業所等の
特例的な報酬の対象について（通知）

平素は、町福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）（令和2年2月28日事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）」に係る特例的な報酬の対象については、下記のとおりとしますので、ご留意していただきますようお願いいたします。

記

1 特例的な報酬について

サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者感染のおそれがある状況で、幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合であって、次のいずれかに該当し、町が必要と認める場合、特例的な利用として算定を可とします。支援については、自宅の訪問を原則としますが、感染の防止の観点から玄関先での対応やテレビ電話、音声通話などの活用による支援に替えても差し支えありません。

- ① 幼児児童生徒の保護者が訪問等による支援を希望し、障害児支援利用計画の目標の達成のため、普段の通所ではできない、保護者及び児童とのマンツーマンでの療育支援など個別のやりとりを行う場合
- ② 家庭にとどまることで保護者及び幼児児童生徒にとって望ましくない状況が想定される場合であって、十分な栄養分や水分などの補給、休養や睡眠時間の確保、適度な運動やレクリエーションなどによる刺激等の支援により、新型コロナウイルス感染症防止を行い、家庭に代わって健康管理を行う場合
- ③ 家庭にとどまることで保護者及び幼児児童生徒にとって望ましくない状況が想定される場合であって、何か問題が生じた際にスムーズな介入を行うため、継続した相談支援が必要な場合

2 特例的な対応に係る提出書類

- ① 各事業所で作成されている個別支援計画
 - ・在宅支援の必要性、課題に対する在宅支援内容・在宅支援開始時期、その他在宅支援にあたり記載すべき事項等が記載されたもの

② サービス提供実績記録票

- ・在宅支援を行った日時がわかるよう備考欄等に記載されたもの

③ 在宅支援開始にあたっての利用者（家族）との同意書

- ・支援内容及び在宅支援にあたり発生する自己負担等の説明を行い、同意のサインが記載されているもの。
- ・ただし、①個別支援計画にこの旨が記載され、サインがされているものを提出する場合は、③の提出は求めません。

※いずれの書類もコピーの提出で差支えありません。

3 書類の提出時期

- ・個別支援計画については、在宅支援の開始にあたり速やかに提出してください。
- ・サービス利用実績記録票はサービス提供を行った翌月の20日をめどに提出してください。

4 その他の留意点

○障害児利用支援計画について

- ・障害児支援利用計画書を作成している相談支援事業者在宅支援で対応することを事前に相談・報告してください。
- ・相談支援事業者は報告内容により障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、変更後の障害児利用計画書を提出してください。

○支援内容の記録について

- ・日々の在宅支援の記録は可能な限り詳細にとるように努めてください。
（「電話による安否確認」「課題の提供」「家族の悩みに対してアドバイスをした」等だけの記録は十分な支援がなされたと認められない場合があります）
- ・本町が支援内容の記録を求めた場合は速やかに提出できるよう準備してください。

※その他、ご不明な点がございましたら社会福祉課までお問合せ下さい。